

光市立浅江中学校 P T A 役員選出細則

第1条（本細則の目的）

本細則は、光市立浅江中学校PTA規約の「第7条（総務委員と選出方法）」と「第8条（専門部員と選出方法）」に定める選出に際しての細則を定めることを目的とする。

第2条（選出方法）

総務委員と専門部の部員は、立候補および抽選により選出する。

第3条（専門部の構成）

専門部は、心の教育部、学力向上部、体力つくり部、広報部により構成され、専門部員は、各学年で同程度の割合で選出し、各部とも9名程度を選出する。

第4条（総務委員会の構成）

総務委員のうち選出対象は、会長、会長補佐、副会長、幹事と監査、顧問で、顧問のうち1名は、校長とする。

2. 総務委員の選出

各専門部部長を除く、総務委員の任期は、2年間であることから、2年満了で辞められる人員程度を選出することとなる。選出にあたっては、2年間の役を務められるよう留意する。

第5条（役の免除）

総務委員は、その職責の重さを鑑み、在学中の子供を含め、役員の任期中に未入学であった子供すべてについても、役を済ませたと認め、以降、選出を免除することができる。

第6条（選出免除）

専門部員の選出にあたっては、予め選出候補から除外する免除規定を設けない。

2. やむを得ない事情により、予め選出候補から除外してほしい場合には、当該年度の12月末日までに、会長宛てに文書（除外願い）で申し出る必要がある。

3. 会長は、除外願いを受理した場合、遅延なく内容を確認し、判断のうえ、総務委員会に判断結果を報告する。

4. 除外願いの内容および判断理由の詳細は、個人のプライバシーに関わる場合が考えられるので、原則非公開とする。（会長の専権事項）

第7条（抽選）

立候補者が定員に満たない場合には、抽選により選出するものとする。

2. 抽選は、原則的に対象者立会いとするが、抽選日当日に本人が立ち会えない場合には、総務委員会が本人を代理し、抽選し、配属先を決めることとする。

3・抽選後の結果に関しての異議申し立ては、いかなる理由があろうとも受け付けないものとする。

第8条（専門部部長と副部長の選出）

専門部部長と副部長の選出は、年度末の「新旧役員引継ぎ会」で行う。

2. 免除規定

すでに専門部の部長を経験している者は、部長、副部長を免除する。副部長経験者は、対象の子供に限り部長、副部長を免除する。

附則

- ① 本細則の改定は、総務委員会で起案したものを総会で承認されなければならない。
- ② 本細則は、平成18年4月28日より施行する。
- ③ 20年度より試行されていた、第3項(2)の「広報部のお子さん2人分の役とみなす」という規定については、2年目の活動実績が見られないため、23年度限りとする。
- ④ 補員については、役員が転居等で活動の継続が不可能となった場合、役員本人もしくは、同居家族の健康上の都合により活動が不可能になった場合、また、各部長より要請があった場合に、総務委員会の審議を経て、PTA会長より正役員として依頼、任命する。
- ⑤ 附則④、⑤は、平成23年4月28日より施行する。
- ⑥ 平成29年4月22日 「光市立浅江中学校PTA規約」の全面改定に伴い改定・実施
- ⑦ 令和3年4月24日 第5条（役の免除）改定
- ⑧ 令和6年 5月 2日 第 1 条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条および附則の一部を改定